

職場体験等受入事業所への「三重県教育委員会感謝状」贈呈取扱要領細則 「職場体験・インターンシップ等」部門

1 推薦及び申請の方法

(1) 推薦

ア 公立小学校、公立中学校、公立義務教育学校及び市町等教育委員会による推薦
小学校、中学校又は義務教育学校の職場見学及び職場体験に係る職場体験等受入事業所への「三重県教育委員会感謝状」（以下「感謝状」という。）贈呈候補事業所の推薦を行う。

小学校、中学校又は義務教育学校における推薦は、5団体を上限として順位付けを行い、様式1を市町等教育委員会事務局指導事務主管課へ提出する。

市町等教育委員会は、取りまとめのうえ、20団体を上限として順位付けを行い、該当する様式1及び様式2を三重県教育委員会事務局高校教育課（以下「高校教育課」という。）へ提出する。

イ 県立学校による推薦

高等学校におけるインターンシップ及び特別支援学校における就労体験に係る感謝状贈呈候補事業所の推薦を行う。

推薦は、10団体を上限として順位付けを行い、様式3を高校教育課へ提出する。

ウ 経済団体からの推薦

職場体験又はインターンシップ等キャリア教育における体験的活動に係る感謝状贈呈候補事業所の推薦を行う。

三重県商工会連合会、三重県商工会議所連合会、三重県経営者協会及び三重県中小企業団体中央会それぞれにおいて20団体を上限として取りまとめ、順位付けを行い、様式4及び様式5を高校教育課へ提出する。

(2) 申請

学校における教育活動への参加をとおして、キャリア教育の推進に尽力した事業所が申請を行う。申請を行う事業所は、様式6を高校教育課へ提出する。

2 推薦及び申請における基準

県内の公立小学校、公立中学校、公立義務教育学校又は県立学校が実施するキャリア教育に対する支援を積極的に行い、次の基準を満たす事業所とする。ただし、推薦及び申請は、事業所ごとに行う。

(1) 公立小学校又は公立義務教育学校前期課程（1年生から6年生まで）の取組への支援
推薦及び申請があった年度（「当該年度」という）を含む連続して3年以上にわたって、次のどちらかの取組をおこなっている。

①毎年2校以上の職場見学又は体験学習の受入れを行っている事業所

②職場見学又は体験学習の受入れを行うとともに、学校のキャリア教育推進を積極的に支援している（※）事業所。

(2) 公立中学校又は公立義務教育学校後期課程（7年生から9年生まで）の取組への支援
当該年度を含む連続して5年以上にわたって、次のどちらかの取組を行っている。

①年間延べ4日以上職場体験の受入れを行っている事業所

②年間延べ3日の職場体験の受入れを行うとともに、学校のキャリア教育推進を積極的に支援している（※）事業所。

(3) 県立高等学校の取組への支援

当該年度を含む連続して5年以上にわたって、次のどちらかの取り組みを行っている。

- ①年間延べ5日以上インターンシップの受入れを行っている事業所
- ②年間延べ3日以上インターンシップの受入れを行うとともに、学校のキャリア教育推進を積極的に支援している（※）事業所

※ 「学校のキャリア教育推進を積極的に支援している」とは、次の取組へ協力していることをいう。

- i 児童生徒の職業理解や働くことの理解のために、学校へ講師を派遣したり、児童生徒の職場見学等を受入れたりしている。（オンラインによる協力を含む）
- ii 児童生徒の総合的な学習（探究）の時間等で助言を行ったり、地域理解のためのフィールドワーク等の地域課題解決学習に協力したりしている。（オンラインによる協力を含む）

(4) 県立特別支援学校の取組への支援

通算して5年以上にわたって、就労に向けた適性の有無を確認するとともに仕事に慣れること等を目的とした就労体験の受入れを行い、かつ、特別支援学校卒業生について、2名以上採用実績のある事業所。（就労継続支援A型事業所は除く）

(5) 異なる校種（中学校と高校等）の学校の取組への支援

上記の（1）～（4）の基準を組み合わせる当該年度を含む連続して5年以上にわたって、取組がある事業所。また、同じ年度に異なる校種の職場体験等を受入れた場合の受入日数は、延べ5日以上を推薦及び申請基準とする。

(6) 新型コロナウイルス感染症に係る配慮

次の配慮措置を適用したうえで、上記の（1）～（5）の基準を満たす事業所。

- ①令和2年度から令和4年度に推薦基準を満たす内容での予定や計画があったものの、新型コロナウイルス感染症の影響により中止や計画の変更があった年度は、受入年度としてカウントする。
- ②令和2年度から令和4年度のうち、取組が行えなかった年度を、調査対象から除外する。

※ この場合、連続年数が途切れていてもよい。

3 推薦及び申請における留意事項

以下の事業所は推薦及び申請の対象外とする。

- (1) 公的機関
- (2) 職場体験受入企業等三重県教育委員会感謝状（平成27年度以前）の贈呈を、既に受けた事業所
- (3) 本感謝状「職場体験・インターンシップ等部門」の贈呈を、既に受けた事業所
- (4) 当該年度を含む過去3年以内に、高等学校卒業予定者の就職に係る採用選考等において、不適切な事例として指摘を受けた事業所

4 審査及び決定

(1) 審査要領

高校教育課は推薦又は申請のあったすべての事業所について、「職場体験等受入事業所への感謝状贈呈推薦書（又は申請書） 兼 審査調書」（様式1～6）により審査

を行い、贈呈を決定する。

その際、必要に応じて公立小学校、公立中学校、公立義務教育学校、市町等教育委員会、県立学校、経済団体又は事業所から聴取等を行うことができることとする。

(2) 決定事項の通知

高校教育課は感謝状の贈呈決定を当該事業所並びにその推薦を行った市町等教育委員会、県立学校若しくは経済団体に通知する。

5 贈呈

感謝状の贈呈は、高校教育課、又は推薦を行った市町等教育委員会、公立小中・義務教育学校、県立学校若しくは経済団体等が事業所を訪問して行う。